



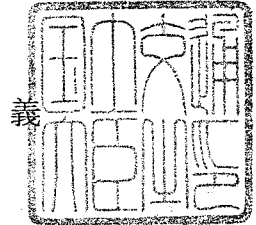
国海総第112号
平成21年6月12日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第83号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
日誠海運株式会社	愛媛県今治市菊間町種4568番地	1